

消費生活センターにご相談ください

消費豆知識 113

海産物の電話勧誘販売・送り付けトラブル

「新型コロナウイルスの影響で収入が減っている」という電話に注意！

事例1 「新型コロナウイルスの影響で商品が売れず助けてほしい」と電話があり、勧められた海鮮の詰め合わせ約2万円を申し込んだ。数日後、代引配達で荷物が届いたので受け取ったが、値段相当とは思えない質の悪い商品だった。クーリング・オフできないか。

事例2 「10年ほど前にも当店でお買い上げいただいたので、当時のリストを見て電話している。このご時世で経営が苦しいので、今回は鮭、イカ、ホタテ等特別価格で発送する」と知らない番号から電話があった。海産物を買った覚えはなかったが、「買ってもらわないと困る」と恐い口調で言われ、思わず「いいですよ」と言ってしまった。やはり断りたい。

事例3 突然電話があり80歳の母が出ると、「いつものように送ります」と言われた。以前注文した事業者からの電話と思い対応していたが、「よい品物だ」と繰り返し強引に勧めるので「要らない」と伝え電話を切った。3日後、断ったはずの海産物が代引配達で届き、母はどうしたらよいか分からず代金約3万円を支払い受け取ってしまった。

「新型コロナウイルスの影響で収入が減って困っている」「以前購入してもらったことがある」などと消費者の親切心や同情心につけ込み、消費者がすぐに断れないよう執拗に勧誘する事業者がみられます。話の内容に覚えがない・おかしい点がある、連絡先を教えてください、勧誘が強引な場合はきっぱりと断りましょう。

電話勧誘を受けて契約をした場合は、特定商取引法に定める「電話勧誘販売」に該当します。海産物の購入を承諾してしまっても書面を受け取った日から8日以内であれば、書面またはメール等によりクーリング・オフが可能です。

一方的に商品が届いた場合は、送り主の名称や所在地をメモするなどして事業者の情報を控えてから、受け取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。万一、代引配達で受け取ってしまったら、返金の依頼をしましょう。商品の受け取り後に代金を請求された場合も、応じないようにしましょう。

▼相談日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～4時

▼相談場所 上三川町消費生活センター（役場1階 地域生活課内）

▼相談専用電話番号 ☎991593

まずは、お電話を。消費者ホットライン ☎888でもつながります。

上三川ごぼれ話 第3話 たたずむ野仏

石橋と真岡を結ぶ国道352号線沿いにある真岡行きの中子バス停のたもとに、一体のお地藏さまがいらつしやいます。光背に「寛文十一年」と刻まれていることから、約350年前の西暦1671年に作られたことが分かります。上半身のみのお姿で物憂げな表情を浮かべるこのお地藏さまは、実は本町にある野仏としては最も古いものなのです。

本町には庚申塔や月待塔、馬頭観音など400体を超える野仏が残されており、そのほとんどが江戸時代以降に作られたものです。中でも地藏菩薩は、私たちにとても身近な野仏であり、日本中どこにでもあります。交通安全・病氣平癒・子育てなどいろいろなもの御利益があります。また、「ねずみ観音」などの昔話にも登場するほど日本人に親しまれています。

野仏は道の辻や村の入口に置かれ、信仰の対象として当たり前のように日々の暮らしの中にありました。しかし、高度経済成長期を経て、土地の開墾などで多くの野仏が失われました。物質的な豊かさの裏で私たちの生活から徐々に切り離されていったのです。

人知れず残された野仏には郷土の歴史が刻まれています。いつもの通いなれた道の端に目を向けてみてください。川中子のお地藏さまのよう、いまでも道行く人々を見守り続けています。

※教育委員会調べ。

寺社・墓地にある
石仏は未調査。



川中子のお地藏さま

▼問い合わせ先 生涯学習課 生涯学習係 ☎99159